

特別会計を含めた予算の内訳

予算総額

639億5,475万7千円

特別会計・公営企業会計とは

経理をほかの会計と区別する必要があるとき（特定の事業を行う場合や特定の収入で事業を行う場合）に、法律や条例に基づいて設置する会計。三島市では国民健康保険事業など右記の7つの会計があります。

※水道事業会計は企業会計方式を用い、独立採算制で事業・経理を行っています。

	28年度予算額	27年度予算額	増減	増減率	
一 般 会 計	356億7,000万円	355億3,000万円	1億4,000万円	0.4%	
特 別 会 計	国民健康保険	143億4,331万円	145億3,475万円	-1億9,144万円	-1.3%
	介護保険	70億9,099万円	70億7,063万円	2,036万円	0.3%
	後期高齢者医療	11億9,615万円	11億516万円	9,099万円	8.2%
	墓園事業	451万円	424万円	27万円	6.4%
	下水道事業	35億2,474万円	33億4,221万円	1億8,253万円	5.5%
	駐車場事業	6,556万円	5,943万円	613万円	10.3%
	小 計	262億2,526万円	261億1,642万円	1億884万円	0.4%
水道事業会計	20億5,950万円	22億6,592万円	-2億642万円	-9.1%	
合 計	639億5,476万円	639億1,234万円	4,242万円	0.1%	

市民1人当たりに使われるお金

平成28年度予算を平成28年2月29日現在の三島市の人口111,628人で計算しました。

1人当たりに使われるお金

319,543円

1人当たりが納めるお金

154,729円

税の種類	金額
市民税	71,731円
固定資産税	63,410円
都市計画税	11,528円
市たばこ税	6,318円
軽自動車税	1,742円

使 用 道	金 額
議会費	2,458円
総務費	30,480円
民生費	107,431円
衛生費	38,418円
労働費	3,414円
農林費	2,924円
商工費	4,768円
土木費	36,430円
消防費	20,575円
教育費	39,119円
公債費	33,257円
その他	269円



用語の説明

歳出 目的別グラフ

議会費▶市議会の活動、運営にかかる費用

総務費▶税の徴収、戸籍・住民基本台帳の維持管理など、市役所の運営管理にかかる費用

民生費▶高齢者・障がい者・児童の福祉や生活保護などにかかる費用

衛生費▶健康づくり、環境衛生、ごみ処理にかかる費用

労働・農林・商工費▶労働・農業・林業・商工業などの振興にかかる費用

土木費▶道路、河川、公園の維持管理や、都市基盤の整備にかかる費用

消防費▶消防や救急にかかる費用

教育費▶幼稚園・小中学校の維持管理、社会教育、生涯学習にかかる費用

公債費▶国や金融機関などから借り入れた「市の借金」の返済にかかる費用

ごみの減量と資源化にご協力ください

粗大ごみの有料戸別収集と資源ごみ回収報奨金のご案内

粗大ごみの有料戸別収集開始

粗大ごみを清掃センターに持ち込む手段や時間がない人のために、4月1日から市内すべての一般家庭を対象に、有料の粗大ごみ戸別収集が始まりました。

事前に申し込みをし、収集する粗大ごみを玄関先などに出しておくことで、収集日当日に留守をしても収集することができます。

詳細は、広報みしま3月1日号の折り込み「ごみ減量トレンドィ」または広報みしま3月15日号と同時配布の「家庭ごみの分け方・出し方」をご覧ください。

※高齢者世帯などを対象に無料で行っていた「粗大ごみ回収事業」は、3月31日をもって終了しました。

粗大ごみの収集を希望する人は、ご利用ください。

収集対象 次の①～③のすべてに該当するもの

①ごみ集積所に出せない粗大ごみで、最大辺または径が2m以下のもの

②総重量100kgまで（個数制限なし）

③清掃センターで処理できるもの

④玄関先などに出せ、作業員2人で運搬できるもの

収集日 年末年始を除く平日

手数料 1回2,000円（事前納付）※申し込みを受け付け次第、納付書を送付します。

申込み・問合せ 廃棄物対策課（☎971-8997）

資源ごみ回収報奨金のお知らせ

市では資源ごみ（新聞・雑誌・段ボール・紙パック・ビン・布・ミックス古紙・廃食用油※）の回収をしている団体に、報奨金を出しています。資源ごみの回収を行っている団体は、手続きを行ってください。

※廃食用油…使用済みのてんぷら油など、植物性の油

報奨金の金額 ▶新聞・雑誌・段ボール・紙パック・

ビン・布：1kgあたり2.5円▶ミックス古紙：1kg

あたり20円▶廃食用油：1ℓあたり40円

報奨金交付 以下の流れで、手続きをしてください。

①5月27日(金)までに「団体登録届」を提出

②回収した資源ごみを業者に引き渡し、領収書や仕切り書（集めたごみの重さがわかる書類）を受け取る

③「報奨金交付申請書」に必要事項を記入し、業者から受け取った領収書や仕切り書の原本とともに提出（前期締切：7月22日(金)、後期締切：平成29年1月20日(金)）

④回収した資源ごみの重さと種類に応じて、報奨金を申請した口座に振り込みます（前期分：9月、後期分：平成29年3月）

問合せ・資料請求 環境政策課（☎983-2647）

※団体登録届や報奨金交付申請書は、市のホームページからもダウンロード可。

安全で安心な生活を営むために

消費者教育推進計画を策定しました

消費者トラブルが多様化・複雑化し、高齢者からの相談が年々増加しています。市民が安全で安心な生活を営み、よりよい社会の発展のため、積極的に関与する消費者を育成するため、消費者教育の指針となる消費者教育推進計画を策定しました。

●基本目標

安心して豊かな消費生活を送ることができる社会（まち）・三島の実現

●基本的な方向

①さまざまな担い手（主体）による消費者教育の理解と促進

②子ども・若年者に対する消費者教育の推進

③高齢者等への啓発と福祉関係者等との連携による支援

●消費者教育推進重点プロジェクト

消費者教育を効果的に推進するための2つの重点プロジェクトを設定し、重点的に取り組んでいきます。

①子ども・若年者に対する消費者教育の推進…▶契約に関する知識を身に付ける消費者教育を推進▶スマートフォンなどによる、高度情報化社会に対応した消費者教育に取り組む

②高齢者が安心して暮らすための取り組み…▶元気な高齢者には未然防止のための啓発と情報提供を実施▶見守りが必要な高齢者に対しては、地域や福祉関係者、警察、関係団体などとの連携をさらに強化し、必要な支援が受けられるように取り組む。

※詳細は市ホームページをご覧ください。

問合せ 市民生活相談センター（☎983-2621）